

障害者大量解雇相次ぐ

就労事業所、突然の廃業

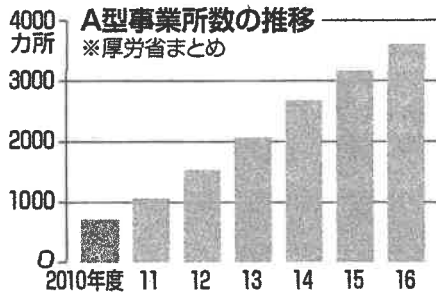
厚労省、実態把握へ

障害者が働きながら技術や知識を身に付ける就労事業所が、経営悪化を理由に廃業し、障害者を大量に解雇するケースが相次いでいることが22日、関係者への取材で分かった。7月には同一グループが運営する岡山県倉敷市と高松市の計7事業所で約280人が解雇された。名古屋市や関東地方で事業所を展開する企業も8月末までの廃業準備を進めており、さらに計100人前後が影響を受ける可能性がある。

(4面に関係記事)

補助金頼みの参入も 支給要件の厳格化影響か

就労事業所を巡っては受



け入れる障害者の人数に応じて補助金を受け取れるため、事業の収益を確保できなくても参入できる構造がある。国はこうした状況を是正するため、4月に補助金の支給要件を厳しくしており、大量解雇に影響を与えた可能性がある。

厚生労働省は各自治体を通じて、経営改善が必要な事業所の実態調査を進めるとともに、障害者が解雇され

た場合は、別の事業所へ引き継ぎを徹底するよう通知を出した。

問題となっているのは「就労継続支援A型事業所」。障害者と雇用契約を結び、都道府県ごとに定める最低賃金以上を支払った上で、軽作業などの職業訓練をする。近年急増しており、2016年度時点で全国に約3600カ所。山口県内は32カ所ある。運営者

には国から障害福祉サービスの給付金として、障害者1人当たり1日5千円以上(定員20人以下の場合)などが支払われるほか、障害者の継続雇用に向けた助成金を受け取ることもできる。

一方で、15年度に廃業したのは141事業所で前年度から倍増。公金頼みの事業所が少なくないとみられるため、厚労省は今年4月の省令改正で給付金から障害者の賃金を支払うことを禁じ、事業を健全化して、

就労継続支援A型事業所 障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)に定められた就労支援事業の一つ。一般企業で働くのが難しい65歳未満の障害者に、働きながら知識習得や技術訓練をする障害福祉サービスを提供する。事業所は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金以上を支払う。事業普及のために設定された国からの多額の補助を自当てにした企業が参入し、報酬の不正受給や賃金の低いサービスなどの問題が指摘されている。雇用契約を結ばないB型もある。

収益で賄うよう促した。同グループで高松市の倉敷市では、一般社団法人「あじさいの輪」と株式会社「あじさいの友」が運営する計5事業所が6月20日、障害者に1カ月後の解雇と事業所の廃止を突然通知し7月末に223人を解雇しないので取材に対応できない」とした。

た。同グループで高松市の2事業所も7月末に廃業し、59人が解雇された。大半は失業手当を受けながら、今後、受け入れ先を探す。倉敷市の事業所は8月、共同通信に対し「責任者がいないので取材に対応できない」とした。